



# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2024.09.08施行省令等対応 ( 2 / 3 )

電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)であって、 経済産業省令で定める仕様のもの 8の項	判定欄	注釈	記入欄
[省令] 第7条 輸出令別表第1の8の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
三 デジタル電子計算機、その附属装置 若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、 次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの 又はこれらの部分品 (次のチからヌまでのいずれかに該当するもの 及びこれらの部分品を除く。)	[ ]		
ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、 計算要素を集合させることにより、 加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの (最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機 又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)	《 》	]除外	数値 ( ) 数値 ( )
二 削除			
ホ 削除			
へ 削除			
ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために 複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、 デジタル電子計算機の附属装置であって、 転送されるデータの転送速度が 2.0ギガバイト毎秒を超えるもの	[ ]		数値 ( )
チ 他の装置に内蔵されたものであって、 当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、 当該装置の主要な要素でないもの	〈 〉	除外	他の装置名 ( ) 数値 ( )
リ 他の装置に内蔵されたものであって、 当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、 その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの	〈 〉		
ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで 又は(5)から(5の5)までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、 当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの	〈 〉		輸出令別表第1の9の項 ( )
四 電子計算機であって、 次のいずれかに該当するもの 又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品	【 】		
イ シストリックアレイコンピュータ	[ ]		
ロ ニューラルコンピュータ	[ ]		
ハ 光コンピュータ	[ ]		
五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、 侵入プログラムの作成、 指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの	【 】		

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2024.09.08施行省令等対応 ( 3 / 3 )

電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 8の項	判定欄	注釈	記入欄
[省令] 第7条 輸出令別表第1の8の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
六 量子計算機又はその量子組立品若しくは部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	[ ]		
イ 量子計算機であつて、次のいずれかに該当するもの	[ ]		
(一) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを34個以上 100個未満有するもので、C-NOTエラーが0.0001以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(二) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを100個以上 200個未満有するもので、C-NOTエラーが0.001以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(三) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを200個以上 350個未満有するもので、C-NOTエラーが0.002以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(四) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを350個以上 500個未満有するもので、C-NOTエラーが0.003以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(五) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを500個以上 700個未満有するもので、C-NOTエラーが0.004以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(六) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを700個以上 1,100個未満有するもので、C-NOTエラーが0.005以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(七) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを1,100個以上 2,000個未満有するもので、C-NOTエラーが0.006以下であるもの	[ ]		数値 ( )
(八) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを2,000個以上 有するもの	[ ]		数値 ( )
ロ 物理量子ビットのアレイを含む量子ビットデバイス又は量子ビット回路であつて、 イに該当する貨物のために特に設計したもの	[ ]		
ハ 量子制御部品又は量子測定デバイスであつて、 イに該当する貨物のために特に設計したもの	[ ]		

判定結果

該当

非該当

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)

会社名 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

該当項番

① 輸出令別表第1の項番 [ ]

② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ ]

[ ]

[ ]

\*告示貨物=貨物等省令第7条第一号ロ